

理工学研究科博士前期課程学位論文審査及び 最終試験に関する取扱要領

平成15年11月19日理工学研究科委員会
平成18年 2月22日博士前期課程委員会
平成22年 3月17日博士前期課程委員会
平成24年11月21日博士前期課程委員会
令和 4年 3月16日博士前期課程委員会

(目的)

- 1 弘前大学学位規則に基づく理工学研究科博士前期課程の学位論文(以下「論文」という。)の審査及び最終試験の取り扱いは、同規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(論文の提出)

- 2 論文を提出できる者は、所定の授業科目(30単位以上)を修得した者又は修得見込みの者とする。
- 3 論文の審査を受けようとする者は、指定された期日までに論文2部に学位論文審査願その他必要書類を添え、当該指導教員を経て研究科長に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により、期日までに論文を提出することができなかった者については、8月末日までに論文を提出させることができる。

(審査方法)

- 4 研究科長は、学長から付託された論文の審査を博士前期課程委員会に付し、その審査を審査委員に委嘱する。

(審査委員)

- 5 審査委員は、主査1名及び副査2名以上とする。
- 6 主査には、当該指導教員を充てることを原則とし、副査は、主査の推薦に基づいて博士前期課程委員会が決定する。

(論文審査及び最終試験)

- 7 審査委員は、論文の審査を行いその終了後、論文を中心として、これに関連のある科目について、最終試験を口頭又は筆答により行う。
- 8 審査委員は、下記の評価項目等により学位論文を総合的に評価する。
 - ・高度な研究課題に取り組んでいるか。
 - ・研究計画、方法が適切であるか。
 - ・2年間の標準課程に照らして十分な実験、調査が行われたか。
 - ・研究結果について適切な考察がなされているか。
 - ・論文が論理的かつ明快に記述されているか。
 - ・最終試験における発表及び質疑応答が論理的かつ明快に行われたか。
- 9 論文の審査及び最終試験は、論文の提出期限後2週間以内に行うものとする。
- 10 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって研究科教育専門委員会に報告しなければならない。

(研究科教育専門委員会)

- 11 研究科教育専門委員会は、前項の報告に基づいて審議し、学位授与について認定する。

(その他)

- 12 論文は、理工学研究科において保管する。
- 13 社会人入学特別コース学生については、本取扱要領中の「学位論文」及び「論文」を「修士調査報告書」と読み替えて適用する。

附 記

この要領は、平成19年4月1日から実施する。
この要領は、平成22年4月1日から実施する。
この要領は、平成25年4月1日から実施する。
この要領は、令和4年4月1日から実施する。